

会議報告書

会議名	平成28年度 第3回三郷市介護保険運営協議会
日 時	平成28年11月28日(月) 午後1時から午後2時まで
場 所	三郷市役所6階 第3委員会室
出席者 (17名)	【会 長】 青木 成夫 【委 員】 佐藤 智子、尾上 朝子、須藤 政次、秋葉 明、田中 良夫、佐藤 真人、 晝間 章 (欠席)長友 祐三、穴戸 六郎 【事務局】 増田 道夫(福祉部長) 道言 薫(理事兼副部長) 森 泰子(参事兼ふくし総合支援課長) 稲舛 克巳(ふくし総合相談室長兼総合相談係長) 峰川 修一(長寿いきがい課長) 前川 浩司(長寿いきがい課長補佐兼長寿いきがい係長) 長濱 崇二(長寿いきがい課長補佐兼介護給付係長) 吉井 馨(介護認定係長)
傍聴人	2名
次 第	別紙次第のとおり
資 料	別紙資料一覧のとおり

●議事結果／確認事項

<議 題>

- | | |
|--|------------|
| ①三郷市介護保険条例の一部改正について | ⇒ 原案のとおり了承 |
| ②三郷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例及び三郷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正について | ⇒ 原案のとおり了承 |
| ③高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のための基礎調査について | ⇒ 原案のとおり了承 |
| ④介護予防・日常生活支援総合事業について | ⇒ 原案のとおり了承 |

●報告事項・その他(連絡・確認事項)

- ・本日の報酬の振込日について
- ・次回の開催予定について

【会議要旨】

1. 開会（司会:峰川課長）

2. 会長あいさつ

3. 部長あいさつ

4. 議事（議事進行:青木会長）

（会長）はじめに、三郷市介護保険条例の一部改正について、事務局の説明をよろしくお願いします。

（事務局）「資料1」をもとに説明。

（会長）それでは、事務局の説明が終わりましたので、何かご質問等はございますか。

（会長）認定審査会の合議体が1つ増え、7合議体となるということですが、2025年度に向けて、今後も認定者数は増加していく見込みですが、最大ではいくつの合議体となる予定なのでしょうか。

（事務局）認定審査会を週5日開催するとした場合、10合議体までは必要ではないかと思われます。

（会長）認定審査会の委員ですが、医師や歯科医師はすべての合議体に配置されるのでしょうか。

（事務局）医師や歯科医師は、それぞれ7名をご推薦いただきますので、すべての合議体に1名ずつ参加していただきます。

（会長）他にご質問等はございますか。なければ、事務局から説明のあった事項について、了承してよろしいでしょうか。

（委員）異議なし。

（会長）次に、三郷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例及び三郷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正について、説明をお願いします。

（事務局）「資料2」をもとに説明。

（会長）事務局からの説明を受けて、何かご質問、ご意見等ございますか。

（委員）これまでの国の基準に合わせた形で移行されるということでしょうか。

（事務局）その通りでございます。

（会長）介護保険で来年度に県から市に移行される事業としては、何があるのでしょうか。

（事務局）30年度から移行が決まっているものは、介護事業所のうち、居宅介護支援事業所の指定権限が県から市に移管されます。

（会長）今回の地域密着通所介護の移管は、来年度からとなるのでしょうか。

（事務局）今回の条例改正は、地域密着型通所介護の移管に伴うものですが、移管自体は28年4月から市に権限が委譲されております。運営基準等の条例化は移譲後1年間の猶予があったことから、この時期の改正とさせていただきます。参考ですが、権限が市に委譲された事業所数は、15事業所でございました。

（委員）事業所での運営推進会議は、どのように開催されているのでしょうか。

（事務局）今回、地域密着型通所介護に位置付けられたことにより、事業所では運営推進会議を概ね6月に1度開催することが義務付けされました。4月からの委譲を見据え、今年の3月に各事業所に対

して周知させていただき、これまで各事業所とも最低1回は開催しているという状況でございます。

(委員) 運営推進会議の出席者は、どのような方がいるのでしょうか。

(事務局) 出席者として決まっている方は、利用者やその家族の方、その地域の代表者として、民生委員や町会長などに参加いただきますが、人選は各事業所にお任せしております。また、その提供するサービスの内容について知見を有する方、さらに、市職員または包括支援センターの職員となっています。

(委員) 各事業所では運営推進会議の開き方がよく分からないとの声がよく聞こえてきます。市職員の方が出席されていますが、会議の内容は市から県等に報告することとなるのでしょうか。

(事務局) 運営推進会議の目的は、事業所が利用者や地域の方、その他関係する方々に対して、事業所運営がどのように行われているかを広くお知らせして、開かれた運営を行っていくために実施しているものなので、市はその事業所の運営が円滑に行われているかどうかという視点で参加させていただいております。県等への報告ですが、調査等で開催頻度等は報告する機会がありますが、会議内容までは報告しておりません。

(会長) 様々なサービス事業所がありますが、事業所間の連携や行政機関、地域との連携も必要となってくると思いますので、市としても別に組織を作っていく必要があると思います。

(事務局) 先ほどもご説明しましたが、今回移管した地域密着型通所介護事業所は15事業所ですが、他の地域密着型サービスを加えると約30事業所ございます。市では地域密着型サービス事業所との会議を定期的に行い、事業所間との連携を図るよう努めているところでございます。

(会長) 他にご質問等はございますか。なければ、事務局から説明のあった事項について、了承してよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(会長) 次に、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のための基礎調査について、説明をお願いします。

(事務局) 「資料3」をもとに説明。

(会長) 事務局からの説明を受けて、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委員) 要介護認定者への調査は1,200件とのことですが、介護度に関係なく選定されるのでしょうか。

(事務局) 実施にあたり、国からは要介護認定度について、特に指示はありませんでしたが、均等に抽出してしまうと、記入が難しい要介護度が高い方も一定数抽出されますので、認定度は調整させていただき予定でございます。ですが、回答のサンプルは聴取したいと考えておりますので、要介護3以上の方の調査実施数を少なめにし実施したいと考えております。

(委員) 要介護3以上の方は、対象者本人の記入が難しくなると思います。その場合はヘルパーやケアマネジャーの方が記入の支援するようになるかと思いますが、支援する方々への周知はどのように行うのでしょうか。

(事務局) ご自身での記入が難しい方に対しても、調査をお願いすることとなりますので、ご指摘のようにケアマネジャー等の介護職の方のご支援が必要となります。毎回、この調査では介護職の皆様にご支援をいただいております。今回も同様にご依頼させていただきたいと考えております。来月開催する介護事業者説明会で調査の周知と合わせて、支援の協力を依頼する予定でございます。

(会長) 保健師等の市の職員が出向いて、支援するということは考えているのでしょうか。

(事務局) 市職員の訪問は考えておりません。

(会長) 国の指定の調査ということですが、前回の調査とは異なるのでしょうか。

(事務局) 前回の調査でも同様に実施しております。

(会長) それでは、前回調査との比較もできるのですね。過去に何回調査しているのでしょうか。

(事務局) 日常生活圏域ニーズ調査は、第5期計画策定時から始まり、今回で3回目となります。前回までの調査は設問数が約100問もございましたが、今回から約60問と見直しが図られ、調査対象者の記入への負担が軽減されております。また、前回調査との比較ですが、継続している設問については、比較可能でございます。

(会長) 他にご質問等はございますか。なければ、事務局から説明のあった事項について、了承してよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(会長) 次に、介護予防・日常生活支援総合事業について、説明をお願いします。

(事務局) 「資料4・5」をもとに説明。

(会長) 事務局からの説明を受けて、何かご質問、ご意見等ございますか。

(会長) 総合事業の単価や値段は、これまでと変わるのでしょうか。

(事務局) 事業所等による緩和したサービスやNPOやボランティア等によるサービスの単価等の設定にあたっては、まずは、事業所等の参入意向を伺うため、アンケート調査を実施したいと考えております。その後、参入意向のある事業所と協議をさせていただきたいと考えております。現段階ではございますが、利用者負担額は9割を見込んでおります。

(会長) 訪問介護や通所介護のサービス内容も今後は変わってくるのでしょうか。

(事務局) これまで介護事業所が提供していた現行相当のサービスが中心となってきますが、このサービスにNPOやボランティア等による新たなサービスが加わります。新たなサービスでは提供するサービスの内容が変わってきますので、単価等も変えることとなります。

(委員) 通所介護についてですが、現在は要支援者と要介護者を同一の場所で区別なくサービスを提供していますが、29年4月からは総合事業対象者と区別しなければならないのでしょうか。

(事務局) 29年4月の事業開始当初は、介護事業所による現行相当サービスのみの提供となりますので、介護事業所での提供体制に変更はありません。ですが、緩和した新たなサービス等の実施にあたっては、検討していく必要があると考えています。

(委員) これまでどおりのサービスが提供できるのであれば、通所介護事業所は総合事業のサービスを受けていくと思いますが、新たな人員やサービスの区分け等が必要となる場合には、サービスを受けないという事業所も出てくると思います。事業所等には、来月の説明会で詳しく説明されるのでしょうか。

(事務局) その予定でございます。

(委員) 既存の介護事業所が総合事業の事業所として、みなされる期間は、現行の介護サービスと総合事業のサービスを同時に提供できると思いますが、みなし期間終了後は、サービスを分ける必要が出てくるのではないかと心配しています。

(事務局) 介護事業所が現行サービスを提供する場合は、先ほども申し上げましたが、利用者を分ける必要はなく、みなし期間が終了した後も同様でございます。ですが、介護事業所が現行相当サービス以外に緩和したサービスも同時に提供していきたいと考えているのであれば、新たに緩和したサービスを提供する事業所として参入していただき、サービスの提供にあたっては、現行相当サービスと緩和したサービスを分けていただく必要があると考えています。ですので、サービスは、利用者で分けるのではなく、単価も異なることから提供内容で分けていただくことが望ましいと考えております。緩和したサービスが始まった後の予定となりますが、将来的には、要介護や要支援の認定を受けていない基本チェックリスト対象者でも、現行相当サービスであれば、認定者と同時に提供できるようになります。

しかし、介護の度合いが全く異なるため、利用者等の立場で考えた場合は、同時の提供ができるかは今後検討していくが必要と考えます。

(会長)そうですね。そこを明確に線引きしていくことは難しいように思います。

(事務局)同時に提供した場合は、サービス提供の中では線引きが難しいと思いますので、やはり場所や提供時間を分けて提供していくことが望ましいのではないかと考えております。

(会長)サービス提供にあたって、市ではどのようにチェックしていくことを考えているのでしょうか。

(事務局)その点は未定ですが、サービス提供を分けていただく前提として、事業所の方には緩和サービスへの参入を検討いただくこととなります。

(委員)基本チェックリスト対象者は、介護の度合いがそれほど重くない方でしょうから、介護事業所の従業員を減らすことで、緩和したサービスを提供していいことはできるが、現行相当サービスとは切り分けるということですね。

(事務局)そのように考えております。ですが、介護事業所が提供する緩和したサービスは、いわゆる「通所型サービスA」と呼ばれますが、これは介護従業員等の人員基準のみを緩和したサービスであるため、サービスの質を落として提供いただくというものではありません。ですので、これまでの介護サービスと同等のサービスを提供していただくこととなります。例ですが、月曜日から金曜日は現行相当のサービスを提供し、土曜日だけサービス内容は変えずに、人員のみを軽減した緩和サービスを実施するといったことを想定しています。さらにサービスを緩和した「サービスB」については、サービスの内容等も緩和できますが、介護事業所では、現行相当サービスと人員基準のみを緩和したサービスAにだけ参入いただけるものと考えており、今後はこの想定で準備を進めていきたいと考えております。

(委員)介護事業所はサービス費の請求先は変わるのでしょうか。

(事務局)サービスコードが変わりますが、請求先はこれまでどおりと変わらず、国保連合会となります。

(委員)総合事業の事業費は、介護保険から一般財源へ変更になるのでしょうか。

(事務局)事業費もこれまでどおり介護保険特別会計で支出していきませんが、支出項目は介護給付費から地域支援事業費へ移行します。国等の公費の財源も基本的にはこれまでと変更はありません。

(会長)国はしばらくしてから公費負担割合を減らしてくる例もあり、そうなるとその不足分を市の一般税源で補てんするということになるのではないかという心配があります。

(事務局)ご指摘のとおり、国は事業開始当初だけ補助し、その後は市の財源で執行する事業も多くありますが、この総合事業の財源構成は大きく変わらないものと考えております。

(委員)通所介護事業所では、市外の方も利用されています。地域密着型サービスでは、市外の方の利用ができませんが、同様にこの総合事業に関しても、市外の利用者は利用できなくなるのでしょうか。

(事務局)通常の通所介護から地域密着型通所介護へ移行した際に利用していた市外の方は、継続して利用できますので、この総合事業に関しても、地域密着型サービスの考え方を踏襲していきます。ですので、移行前からの市外の利用者は継続して利用できますが、新規の方は利用することができません。また、総合事業のサービス単価は、現行相当サービスであれば、全国一律になると思われ、市外の利用者も特に大きな問題は生じないと思いますが、緩和したサービスA等は市町村によって単価等が変わってきますので、多様なサービスの開始に合わせ、利用者の取り扱いは整理していく必要があると考えています。

(委員)前回の協議会でも話題となりましたが、要支援者の入浴サービスについて、この総合事業の中で、市の独自のサービスとして実施できる可能性はあるのでしょうか。

(事務局)事業所の意向も加味していく必要があると思いますが、魅力あるご提案をいただけるのであれ

ば、市としても採用に向けて検討していくことができると考えております。

(会長) 医師会や事業所など各団体が独自に運営していくこともできるかもしれませんが、すぐに実施することは困難であると思いますので、市とも連携して検討していければと思います。

(事務局) 先ほどご説明したアンケート調査において、市の独自項目として、入浴に関する需要を把握するための項目を追加することを検討しているところでございます。

(委員) 入浴サービスは、在宅生活を継続していくうえで、大事な要素の一つになるような気がしますので、何とか実施できればと思います。

(会長) 他になければ、これにて終了とさせていただきます。本日は皆さま、長時間にわたってご協議いただきありがとうございました。

5. 事務連絡

6. 閉会